

議案第64号

城陽市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

城陽市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出
(2022年)

城陽市長 奥田敏晴

城陽市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料等)

第2条 法第89条第2項に規定する条例で定める額は、零とする。

2 法第87条第1項の規定により公文書（城陽市情報公開条例（平成14年城陽市条例第8号）第2条第2号に規定する公文書をいう。）の写しの交付その他の規則で定める方法により保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）の開示を受ける者は、実費の範囲内において規則で定める額を負担しなければならない。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年（2023年）4月1日から施行する。

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の規定により改正された個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の施行に伴い、所要の事項を規定するため、城陽市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法（抜粋）

〔条例〕

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条 第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

②・③ 略

参考資料

城陽市個人情報の保護に関する法律施行条例要綱

1 第1条関係

この条例において、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定める旨規定する。

2 第2条関係

保有個人情報の開示請求に係る手数料の額を無料とする旨規定する（第1項）。

保有個人情報の開示において、公文書の写しの交付等を受ける者は、当該写し等の作成に要する費用を負担しなければならない旨規定する（第2項）。

3 第3条関係

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める旨規定する。

4 施行期日

令和5年（2023年）4月1日